



## 法人税

増資払込み及び株式併合後の  
非上場有価証券評価損

**Q** 内国法人P社は、平成22年4月、国内でITビジネスを展開するため、10億円を投資して100%子会社S社（3月決算）を設立し、S社株式20,000株を取得し継続保有していたところ、平成27年4月に、S社に対して資本増強する必要が生じたため、6億円の増資払込みを行い、S社株式60,000株を新たに取得しました。さらに、平成30年4月には、S社が発行済株式2株を1株にする株式併合を行ったことから、P社が保有するS社株式数は40,000株となりました。

一方で、S社は、平成26年頃から業績不振により債務超過の状態が続いており、平成30年以後さらに業績が悪化したことから、令和2年3月末に、P社はS社株式の株価下落について、合理的な基準に基づくと近い将来の回復見込みはないとする判断を行い、S社株式の1株当たりの帳簿価額40,000円と時価評価額0円との差額40,000円に保有株式数40,000株を乗じた16億円をS社株式に係る評価損として計上しました。

この場合、P社が計上したS社株式の評価損16億円は、損金の額に算入することができるかご教示願います。

(単位：円)

発 生 年 月	異 動 事 項	旧株式1株：新株式数	設立・異動直前 1株純資産価額	1株当たり取得価額
平成22年4月	設 立	—	50,000	50,000
平成27年4月	増資払込み	1：3	▲50,000	10,000
平成30年4月	株 式 併 合	1：0.5	—	—
令和2年3月末	当 期 末	—	▲100,000	40,000

**A** S社株式について、令和2年3月末における1株当たりの純資産価額▲100,000が、その修正取得時純資産価額▲50,000のおおむね50%以上下回り、また、1株当たりの時価評価額0円がその帳簿価額40,000円のおおむね50%相当額を下回るとともに、近い将来の回復見込みがなく、併せて、令和2

年3月末時点は、増資払込みをした平成27年4月から相当の期間が経過しており、かつ、その時点までに改めてS社の業績悪化という事実が生じています。

したがって、令和2年3月末のS社株式1株当たりの帳簿価額40,000円とその時の1株当たりの時価評価額0円との差額40,000円に保有株式数40,000株を乗じた16億円については、S社株式に係る評

価損として、令和2年3月期の所得金額の計算上、損金の額に算入することができますと考えられます。

## 【解 説】

### 1 非上場有価証券評価損の関係法令

内国法人の有する非上場有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化し、その価額が著しく低下した事実が生じた場合、その内国法人が当該有価証券の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該有価証券の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該有価証券の価額との差額に達するまでの金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます(法第33②、法令68①二ロ)。

### 2 非上場有価証券評価損の基本通達

#### (1) 資産状態の悪化

非上場有価証券の評価損の計上ができる事実に規定する「その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」とは、当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株当たりの純資産価額が、当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることをいいます(法基通9-1-9)。

なお、当該発行法人が債務超過の状態にあるため1株当たりの純資産価額がマイナスであるときは、当該マイナスの金額を基礎としてその比較を行います(法

基通9-1-9(注2))。

#### (2) 増資払込み等による純資産価額

増資払込み等により有価証券の取得が2回以上にわたって行われた場合や株式併合等を行った場合の当該有価証券の1株当たりの取得に係る純資産価額は、その取得又は株式併合等があった都度、その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は株式併合等の直前における1株当たりの取得に係る純資産価額を考慮して算定します(法基通9-1-9(注1))。

#### (3) 株価の著しい低下

非上場有価証券の評価損の計上ができる事実に規定する「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいいます(法基通9-1-11、9-1-7)。

#### (4) 非上場有価証券の時価評価額

非上場有価証券については、①売買実例のあるもの、②公開途上にある株式で当該株式の上場に際して株式の公募等が行われるもの及び③売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもののいずれにも該当しない場合には、④当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して、通常取引されると認められる価額を時価評価額とすることができます(法基通9-1-13)。

### 3 回復見込み基準

非上場有価証券の事業年度終了時における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合の当該有価証券に係る評価損の損金算入に当たっては、株価の回復見込みについての検証を行う必要があり、回復見込みがないことについて法人が合理的な基準に基づく判断をしている限り、その判断が尊重されることとなります。なお、非上場有価証券の回復見込みの判断基準については、上場有価証券における取扱いを準用することとされています（「上場有価証券の評価損に関するQ&A」国税庁・平成21年4月）。

### 4 増資払込み後の評価損計上

株式を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合、当該発行法人が増資の直前に債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においても債務超過の状態が解消していないときは、その増資後における当該発行法人の株式に係る評価損の計上は認められません。ただし、その増資から相当の期間を経過した後改めて当該事実が生じた場合には、この限りではありません（法基通9-1-12）。

### 5 検討

#### (1) 資産状態の著しい悪化

S社株式について、当初取得後に増資払込み等が行われ、それに伴う1株当たりの取得に係る純資産価額を修正した価額（修正取得時純資産価額）は、上記2(2)のとおり、その増資払込み直前の1株当たりの純資産価額を考慮して算定することとされており、次のとおり、1株当

たりの純資産価額に基づく移動平均法により計算すると、令和2年3月末の1株当たりの修正取得時純資産価額は▲50,000円となります。

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (a) 平成22年4月（設立）    | 50,000円（1株当たり取得時純資産価額）   |
| (b) 平成27年4月（増資払込み） | ▲25,000円<br>（1株当たり修正取得時純資産価額）<br>= $\frac{50,000(\text{旧}) + \blacktriangle 50,000(\text{新}) \times 3}{1(\text{旧}) + 3(\text{新})}$ |
| (c) 平成30年4月（株式併合）  | ▲50,000円<br>（1株当たり修正取得時純資産価額）<br>= $\frac{\blacktriangle 25,000(\text{旧})}{1(\text{旧}) - 0.5(\text{減少分})}$                         |
| (d) 令和2年3月末（当期末）   | ▲50,000円<br>（1株当たり修正取得時純資産価額）  |

この点、非上場有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したと認められるためには、上記2(1)のとおり、当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株当たりの純資産価額が当該発行法人の1株当たりの修正取得時純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることが要件とされているところ、令和2年3月末におけるS社株式1株当たりの純資産価額は▲100,000であり、1株当たりの修正取得時純資産価額▲50,000円に比しておおむね50%以上下回っているといえます。

なお、▲50,000円に比して50%下落した価額は、上記2(1)により、▲50,000円 + (▲50,000円 × 50%) = ▲75,000円となります。

#### (2) 株価の著しい低下

非上場有価証券の価額が著しく低下し

たと認められるためには、上記2(3)のとおり、当該有価証券の当該事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回っていることが要件とされています。

この点、令和2年3月末のS社株式の帳簿価額について、次のとおり、移動平均法によって計算すると、1株当たりの取得価額は40,000円と算定されます。

(a) 平成22年4月(設立)	50,000円(1株当たり帳簿価額)
(b) 平成27年4月(増資払込み)	20,000円(1株当たり帳簿価額)
	$= \frac{50,000(\text{旧}) + 10,000(\text{新}) \times 3}{1(\text{旧}) + 3(\text{新})}$
(c) 平成30年4月(株式併合)	40,000円(1株当たり帳簿価額)
	$= \frac{20,000(\text{旧})}{1(\text{旧}) - 0.5(\text{減少分})}$
(d) 令和2年3月末(当期末)	40,000円(1株当たり帳簿価額)

一方で、令和2年3月末のS社株式の1株当たりの時価評価額については、上記2(4)の取扱いに基づき、S社の同月末における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額となるため、令和2年3月末のS社株式の1株当たりの純資産価額が▲100,000円であることを踏まえると、同月末のS社株式の1株当たりの時価評価額は0円となります。したがって、S社株式の令和2年3月末の1株当たりの時価評価額は、その時の1株当たりの帳簿価額40,000円のおおむね50%相当額を下回っているといえます。

### (3) 株価の回復見込み

非上場有価証券の価額が著しく低下し

たと認められるためには、上記2(3)のとおり、近い将来、当該有価証券の価額の回復が見込まれないことが要件とされており、また、上記3のとおり、回復見込みがないことについて法人が合理的な基準に基づき判断をしている限り、その判断が尊重されること、P社は、S社株式の価額について、合理的な判断基準に基づき、近い将来に回復見込みがないとする判断をしていることから、その合理的な基準が担保される限り、S社株式の価額は回復見込みがないものとして認められます。

### (4) 増資払込み後の評価損計上

発行法人が増資直前に債務超過の状態にあり、その増資後も債務超過の状態が解消しておらず、かつ、その増資から相当の期間を経過した後に改めて評価損を計上できる事実が生じていない場合には、上記4のとおり、当該発行法人の株式に係る評価損の計上はできないところ、令和2年3月末時点は、増資払込みをした平成27年4月から相当の期間が経過しており、その時点までに改めてS社の業績悪化という事実が生じていることを考慮すれば、この点において、同月末に計上した評価損は損金の額に算入することができるといえます。

### (5) 結論

以上のことから、S社株式について、令和2年3月末における1株当たりの純資産価額▲100,000が、その修正取得時純資産価額▲50,000のおおむね50%以上下回り、また、1株当たりの時価評価額0円がその帳簿価額40,000円のおおむね50%相当額を下回るとともに、近い将来

の回復見込みがなく、併せて、令和2年3月末時点は、増資払込みをした平成27年4月から相当の期間が経過しており、かつ、その時点までに改めてS社の業績悪化という事実が生じています。

したがって、令和2年3月末のS社株式1株当たりの帳簿価額40,000円とその

時の1株当たりの時価評価額0円との差額40,000円に保有株式数40,000株を乗じた16億円については、S社株式に係る評価損として、令和2年3月期の所得金額の計算上、損金の額に算入することができると考えられます。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》

**大蔵財務協会 刊行書籍のご案内** 本紙  
ご購読者  
特典 定価1,000円以上の書籍をご注文の方は  
定価の2割引・送料当会負担



## ◆令和元年版◆ 法人税 決算と申告の実務

大蔵財務協会 編 B5判・1790頁・定価(本体価格4,900円+税)

法人税申告書を作成する企業の経理担当者に向け、注意事項や誤りやすい問題点について各種事例を取り入れて解説。各項目ごとにチェックポイントを掲載し、記載例の正誤を対比するなど、実務に即した編纂。



## 令和2年版 実例問答式 寄附金の税務

大林 督 編 A5判・830頁・定価(本体価格3,600円+税)

寄附金をめぐる税務は、仕組みが単純ではなく、その制度等を正確に把握しておくことは、実務家・経営者にとって極めて有益です。丁寧な解説と168問の実例問答で、寄附金に関する税務実務をサポートします。